

報道関係者 各位

令和7年12月18日

【照会先】

和歌山労働基準監督署

副署長 大島 欣久

◎第一方面主任監督官 水谷 修悟

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～機械の調整作業中にベルトコンベヤーに挟まれ死亡～

和歌山労働基準監督署（署長 雜賀秀元）は、本日、ダイワ碎石株式会社ほか1名を、労働安全衛生法違反の疑いで、和歌山地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和7年5月15日、ダイワ碎石株式会社工場内において、労働者にベルトコンベヤー付属機械の調整作業を行わせるに当たり、ベルトコンベヤーの運転を停止させたときに、起動装置に錠を掛ける、表示板を取り付ける等の措置を講じなかつた疑い。

1 被疑者

（1）ダイワ碎石株式会社

本店所在地：和歌山県岩出市押川

事業内容：碎石の製造及び販売

（2）同社取締役工場長A

2 違反条文

被疑者ダイワ碎石株式会社及び被疑者Aに対して、労働安全衛生法違反

同法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第107条第2項（機械の運転を停止した場合の再起動防止措置）

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

3 労働災害の概要

令和7年5月15日、ダイワ碎石株式会社工場内において、ベルトコンベヤーを停止させ、労働者Bがベルトコンベヤー付属機械（以下、「機械」という。）の調整作業を行っていたところ、突然、ベルトコンベヤーが動き出し、労働者Bが機械とベルトコンベヤーの間に挟まれ、死亡したもの。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、機械の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、機械の運転を停止しなければならないと規定されています。また、当該規定に基づき機械の運転を停止したときは、当該作業に従事する労働者以外の者が機械を運転することを防止するために、機械の起動装置に錠を掛ける、表示板を取り付ける等の措置を講じなければなりません。

本件では、労働災害発生時に、上記の調整作業に従事する労働者以外の者がベルトコンベヤーを運転することを防止するための措置が講じられていなかった疑いがあります。

5 参考資料

別添 関係条文

労働安全衛生法 〈抄〉

(事業者の講すべき措置等)

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 **機械、器具その他の設備**(以下「**機械等**」といふ。)による危険

二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険

三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

(罰則)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、**第二十条**から第二十五条まで、・・・(中略)・・・、又は第百八条の二第四項の規定に違反した者
(第二号以下略)

(両罰)

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則 〈抄〉

(掃除等の場合の運転停止等)

第百七条 事業者は、機械(刃部を除く。)の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。

2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。